

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
保健予防課					
継続	医療施設等 指導監査事業	<p>診療所・施術所等の開設・変更等に係る許可及び届出受理を行うほか、病院及び診療所等が関係法令に規定された医療従事者及び構造設備等を有し適正な管理を行っているかについて立入り検査し指導します。</p> <p>◆医療法関係 ・医師等でない者による診療所(歯科診療所を含む。)及び助産所の開設等の許可 ・医師等による診療所(歯科診療所を含む。)及び助産所の開設・休止・再開・廃止等の届出の受理 ・診療所がエックス線装置等を備えた際の届出の受理</p> <p>◆あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律関係 ・施術所の開設・休止・再開・廃止等の届出の受理</p> <p>◆歯科技工士法関係 ・歯科技工所の開設・休止・再開・廃止等の届出の受理</p> <p>◆柔道整復師法関係 ・施術所の開設・休止・再開・廃止等の届出の受理</p>	<p>【許可及び届出件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療法関係 229件 ◆あん摩関係 27件 ◆歯科技関係 4件 ◆柔道整関係 14件 <p>【立入検査の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆診療所 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 116/ 377件 ・実施率 30.7% ◆助産所 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 1/ 4件 ・実施率 25.0% ◆施術所 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 36/138件 ・実施率 26.1% ◆歯科技工所 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 16/ 70件 ・実施率 22.8% 	<p>【許可及び届出件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療法関係 193件 ◆あん摩関係 10件 ◆歯科技関係 2件 ◆柔道整関係 13件 <p>【立入検査の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆診療所 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 128/ 374件 ・実施率 34.2% ◆助産所 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 0/ 4件 ・実施率 0.0% ◆施術所 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 35/ 135件 ・実施率 25.9% ◆歯科技工所 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 19/ 69件 ・実施率 27.5% 	<p>【変更点】 平成27年度から段階的に県からの業務移譲を受け、市内の病院の立入検査を行います。 県立の2病院については、平成30年3月まで県が立入検査を行います。</p> <p>【立入検査を開始する病院】 19病院</p> <p>【対策等】 立入検査時の指導等により、医療機関の医療安全に対する意識の向上が確認されています。 平成27年度は、市医師会及び市歯科医師会等との一層の連携を図りながら医療安全対策の徹底を継続していきます。</p>
継続	薬事指導 監査事業	<p>医薬品医療機器等法に基づき薬局、医薬品販売業(店舗販売業、特例販売業)及び医療機器販売業・貸与業の許可や届出受理を行うほか、それぞれの店舗に立入り、構造設備等や医薬品の管理及び提供が適正に行われているかについて監視指導するとともに、必要に応じて医薬品の収去を行います。</p> <p>◆医薬品医療機器等法関係 ・薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業・貸与業の許可等 ・薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業・貸与業の休止・再開・廃止等の届出の受理 ・薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業・貸与業の許可申請時等の許可証の交付 ・管理医療機器販売業・貸与業の開設・休止・廃止等の届出の受理 ・収去証の交付</p>	<p>【許可及び届出件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆薬局関係 302件 ◆薬局製剤製造販売 ・販売業関係 13件 ◆店舗販売業関係 84件 ◆特例販売業関係 0件 <p>【立入検査の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆薬局 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 67/154件 ・実施率 43.5% ◆薬局製剤製造販売・販売業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 9/19件 ・実施率 47.3% ◆店舗販売業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 37/50件 ・実施率 74.0% ◆特例販売業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 0/1件 ・実施率 0.0% <p>【改善報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出件数 店舗販売業 6件 ・報告内容 ①不適な広告及び構造設備・販売体制の不備 ②不適正な衛生管理 ・上記については全て改善済み 	<p>【許可及び届出件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆薬局関係 344件 ◆薬局製剤製造販売 ・販売業関係 11件 ◆店舗販売業関係 94件 ◆特例販売業関係 0件 <p>【立入検査の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆薬局 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 79/156件 ・実施率 50.6% ◆薬局製剤製造販売・販売業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 8/18件 ・実施率 44.5% ◆店舗販売業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 35/52件 ・実施率 67.3% ◆特例販売業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 0/1件 ・実施率 0.0% <p>【改善報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出件数 店舗販売業 1件 ・報告内容 不適な広告及び構造設備・販売体制の不備 ・上記については全て改善済み 	<p>【変更点】 第3次地方分権一括法により、平成27年度から、医療機器販売業・貸与業に関する事務(許可等および立入検査)が県から移譲されます。</p> <p>【移譲事務の対象となる営業所数】 高度管理医療機器販売業・貸与業 180件 管理医療機器販売業・貸与業 675件</p> <p>【対策等】 適正な使用が求められる医療機器等に関する事務について、円滑な執行及び薬事監視員のスキルアップに努めます。 また、平成27年度は、立入検査時の指導に加え、市薬剤師会等との一層の連携を図りながら医療安全対策の徹底を継続していきます。</p>

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	保健予防課				
継続	毒物劇物 指導監査事業	<p>毒物及び劇物取締法に基づき登録及び届出受理を行うほか、毒物劇物を取扱う場所に立入り、構造設備や毒物劇物等の管理が適正かについて監視指導するとともに、必要に応じて毒物劇物もしくはその疑いのある物を収去します。</p> <p>◆毒物及び劇物取締法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物又は劇物の販売業の登録申請の受理等 ・保健衛生上の危害に関する届出等の受理 ・毒物又は劇物の販売業者の登録票の交付等 	<p>【登録及び届出件数】 51件</p> <p>【立入検査の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 67/ 137件 ・実施率 48. 9% <p>【改善報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出件数 2件 ・報告内容 ①不適切な保管状態 ②不適切な責任者設置状況 ・上記については全て改善済み 	<p>【登録及び届出件数】 47件</p> <p>【立入検査の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施数/対象施設数 60/ 139件 ・実施率 43. 2% <p>【改善報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出件数 0件 	<p>【対策等】</p> <p>保管方法の違反や譲受書の不備が散見されるので、立入検査時には注意事項を記載した監視表を用い、指導の徹底に努めます。</p>
—	医療安全支援 センターの運営	<p>市民の医療に関する信頼を確保することを目的とし、医療相談窓口での相談対応、さらに関係機関や関係団体との連絡調整を行います。</p> <p>医療安全の確保に必要な情報の収集・提供、相談事例の分析・情報提供を行います。</p> <p>市民及び医療提供施設に対して医療安全施策の普及・啓発に努めます。</p>	<p>【医療相談件数】 83件 (内訳 相談:58件、苦情:25件)</p>	<p>【医療相談件数】 109件 (内訳 相談:67件、苦情:42件)</p>	<p>【対策等】</p> <p>市民の相談に対する確かな対応ができるよう、相談員のスキルアップに努めます。また、関係機関との連携を密にして情報共有を図ることにより、相談に対し適切に対応していきます。</p>
—	危険ドラッグ相談窓口の 設置と乱用防止啓発	<p>危険ドラッグによる健康被害から市民を守るため、危険ドラッグにかかる相談窓口を設置するとともに、乱用防止のための啓発を行います。</p>	<p>【危険ドラッグ相談窓口設置】</p> <p>危険ドラッグの販売等情報を収集することと、危険ドラッグについて悩んでいる方に対応出来るように、平成26年10月より「危険ドラッグ相談窓口」を設置しました。</p> <p>【危険ドラッグ乱用防止啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン(関係団体合同)への取組 ・フォーラム等、イベントでのパンフレット配布 ・市ホームページ及び広報あおもりによる周知(相談窓口設置と乱用防止啓発) ・関係機関、団体と連携した合同研修会等 		<p>【対策等】</p> <p>今後は、県医療薬務課および警察などの関係機関や団体等と連携をしつつ、青森市保健所に相談窓口があることをあらゆる機会を捉え周知し、いち早い情報の収集に努めます。また、相談等についても、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。</p>
継続	精神保健福祉相談事業	<p>精神科医、精神保健福祉士、保健師等の専門職が、精神保健福祉に関する面接相談(定期・随時)や電話相談を行い、必要に応じて、精神科医療機関等を紹介します。また、医療の継続や受診についての相談援助、社会復帰援助、生活支援、家族が抱える問題等の相談指導を行うほか、精神保健福祉の関係者とともに相談支援のスキルアップを図るため、事例検討会等を開催します。</p>	<p>【相談件数及び訪問指導件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 延べ 373件 内訳 定期: 0件 随時:180件 電話:193件 <p>・訪問指導件数 延べ 80件</p> <p>【事例検討会開催回数 ～3月まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会 6回 (対象:相談支援事業所職員) 	<p>【相談件数及び訪問指導件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 延べ 338件 内訳 定期: 1件 随時:148件 電話:189件 <p>・訪問指導件数 延べ67件</p> <p>【事例検討会等開催回数 ～3月まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会 6回 (対象:相談支援事業所職員) ・スーパービジョン 5回 (対象:精神科医療機関の精神保健福祉士等) 	<p>【対策等】</p> <p>精神的な困難を抱えている様々な相談者を支援するために、関係機関と連携しながら相談支援体制の充実に努めます。あわせて、精神科医療機関が長期入院者や医療保護入院者の地域移行に関して効果的に取り組めるように、本人や家族、関係機関等に対する助言や支援を行います。</p>

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	保健予防課				
継続	自殺対策緊急強化事業	<p>国の地域自殺対策緊急強化交付金により青森県が設置した「自殺対策緊急強化基金」を活用し、自殺の予防啓発及び支援の充実を図り、地域における自殺対策力を強化します。</p> <p>◆普及啓発事業 ・自殺予防用ポケットティッシュ等の配布により、市民一人ひとりが自殺の現状を理解し、自殺予防のために行動(気づき、つなぎ、見守る)できるように普及啓発を図ります。</p> <p>◆人材養成事業 ・研修等により、青森市における自殺対策の企画立案の中核となる人材を養成します。 ・セミナーや、ゲートキーパー養成講座の開催により、自殺の危険を示すサインに早期に気づき、適切な対応及び支援機関へのつなぎを行うことができる人材を幅広く養成します。</p>	<p>【普及啓発事業】 ①啓発用ポケットティッシュ、ミニうちわの配布 (市内医療機関、薬局、歯科診療所、高校・大学、公共施設、スーパー等) ②市営バス車内へのポスター掲示 ③JR時刻表、市営バス時刻表への広告掲載 ④メンタルヘルスチェック「こころの体温計」の導入</p> <p>【人材養成事業】 ①相談支援者養成セミナー 講師：海原純子氏 実施日：H25.10.6 137人参加</p>	<p>【普及啓発事業】 ①啓発用ポケットティッシュ、ミニうちわの配布 (市内医療機関、薬局、歯科診療所、高校・大学、公共施設、スーパー、金融機関等) ②市営バス車内に啓発用ポスター掲示 ③JR時刻表、市営バス時刻表への広告掲載 ④メンタルヘルスチェック「こころの体温計」の導入 ⑤こころの相談窓口周知用リーフレットの設置・配布(市役所各庁舎、イベント会場等)</p> <p>【人材養成事業】 ①相談支援者養成セミナー 講師：香山リカ氏 実施日：H26.9.20 537人参加 ②ゲートキーパー養成講座 実施日：H26.11.13 47人参加</p>	<p>【対策等】 青森市の自殺による死亡率は、本事業を始めた平成22年度以降は国より高い状況で推移してきましたが、平成25年は国よりも低くなりました。 しかし、若者層の自殺者数に減少傾向が見られないことや、自殺未遂者は再び自殺を企図する可能性がそれ以外の者よりも高いと言われていることから、今後は施策の重点を普及啓発事業による「市民の理解促進」から「相談支援体制の充実」へ移し、自殺対策に取り組んでいきます。</p> <p>自殺による死亡率(10万人対) H23 国 22.9 県 26.2 市 23.5 H24 国 21.0 県 24.2 市 21.6 H25 国 20.7 県 23.3 市 17.7</p>
継続	感染症予防事業	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生及びまん延防止対策として、発生状況の調査、分析、病原体検査、まん延の防止の措置、患者(一類・二類・新感染症・指定感染症)の移送を行うほか、患者との接触者の健康診断を行うなど、一般市民への感染症の予防普及啓発を図り、感染症の予防及びまん延の防止を行います。</p>	<p>【感染症発生状況】 (H25.1.1～H25.12.31)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1類感染症 0件 ・2類感染症(結核を除く) 0件 ・3類感染症 7件 腸管出血性大腸菌 7件 ・4類感染症 2件 つつが虫病 2件 ・5類感染症 6件 全数報告 2件 梅毒 2件 後天性免疫不全症 1件 アメーバ赤痢 1件 風しん 1件 侵襲性肺炎球菌感染症 1件 <p>定点報告※ 7,088件 インフルエンザ 2,380件 感染性胃腸炎 2,078件 その他 2,630件</p> <p>【施設等の集団発生数】 ・感染性胃腸炎 10件</p>	<p>【感染症発生状況】 (H26.1.1～H26.12.31)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1類感染症 0件 ・2類感染症(結核を除く) 0件 ・3類感染症 8件 腸管出血性大腸菌 8件 ・4類感染症 8件 つつが虫病 4件 デング熱 1件 レジオネラ病 1件 A型肝炎 2件 ・5類感染症 10件 全数報告 4件 侵襲性肺炎球菌感染症 4件 後天性免疫不全症 1件 クロイツフェルト・ヤコブ病 1件 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 1件 急性脳炎 1件 アメーバ赤痢 1件 梅毒 1件 <p>定点報告※ 10,867件 インフルエンザ 5,546件 感染性胃腸炎 3,115件 その他 2,206件</p> <p>【施設等の集団発生数】(H27.2.28現在) ・感染性胃腸炎 10件</p>	<p>【対策等】 平成25年4月に施行された、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、平成26年7月に「青森市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。 また、「東青地域新型インフルエンザ対策協議会」において、県及び市の行動計画に基づく医療体制について検討しているところであり、平成27年度中に医療体制を整えることとしています。 さらに市では、市が実施主体となっている住民の予防接種等の医療体制等について、具体的に記載した実施マニュアルを作成する予定です。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(定点報告※)・・・ 感染症の発生動向調査のために指定届出機関から報告される件数 市内指定届出機関数 インフルエンザ定点 12医療機関 小児科定点 8医療機関</p> </div>

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	保健予防課				
継続	感染症予防事業 (結核予防事業)	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生及びまん延防止対策として、発生状況の調査、分析、病原体検査、まん延の防止の措置、患者の移送を行うほか、結核患者との接触者及び結核治療終了後の者の健康診断を行うなど、一般市民への結核の予防普及啓発を図り、感染症の予防及びまん延の防止を行います。</p>	<p>【結核患者登録状況 (H25.1.1～25.12.31)】</p> <p>新規登録者数 36人 潜在性結核感染症 16人</p> <p>【健診の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接触者健診 <ul style="list-style-type: none"> ・勧告件数 531件 ・受診者数 498件 ・精密検査(管理健診) <ul style="list-style-type: none"> ・通知件数 216件 ・受診者数 204件 	<p>【結核患者登録状況(概数) (H26.1.1～H26.12.31)】</p> <p>新規登録者数 39人 潜在性結核感染症 19人</p> <p>【健診の実施状況】 (H27.2.28現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接触者健診 <ul style="list-style-type: none"> ・勧告件数 344件 ・受診者数 308件 ・精密検査(管理健診) <ul style="list-style-type: none"> ・通知件数 214件 ・受診者数 188件 	<p>【対策等】</p> <p>結核の罹患率は、近年横ばい状態が続いていることから、早期受診・早期治療の必要性の周知を徹底していきます。また、当市は全国に比較して65歳以上の結核患者の割合が高いことから、65歳以上の方の結核健康診断の受診を、より一層促していきます。</p> <p>結核罹患率(10万人対)</p> <p>H23 国 18.2 県 14.5 市 12.4 H24 国 16.7 県 13.6 市 13.9 H25 国 16.1 県 13.2 市 12.3</p>
継続	特定感染症検査等事業	<p>エイズの早期発見、早期治療を目的に、国が定める特定感染症予防指針(後天性免疫不全症候群及び性感染症)に基づく検査を行います。</p> <p>また、これまで肝炎ウイルス検査を受けたことのない方を対象に、B型・C型肝炎ウイルス検査を行います。</p> <p>平成26年度からは、青森市医師会等に委託し、妊娠を希望する女性及びそのパートナー等を対象に風しん抗体検査を実施しています。</p> <p>◆エイズ等検査</p> <p>採血検査を行い、エイズ及び性感染症の早期発見、早期治療に結びつけ、エイズ等のまん延を防止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査項目 HIV、性器クラミジア、梅毒、B型・C型肝炎 ・検査場所 青森市保健所 ・検査回数 月2回 1回につき10人 ・自己負担 無料 <p>◆肝炎ウイルス検査</p> <p>国の肝炎対策により、医療機関において肝炎ウイルス検査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査項目 B型・C型肝炎 ・検査場所: 市内指定医療機関(約130医療機関) ・自己負担: 無料 <p>◆風しん抗体検査</p> <p>国の風しん対策により、医療機関において風しん抗体検査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者: ・妊娠を希望する女性及び配偶者等 ・妊婦の配偶者等 ・検査項目: 風しん抗体検査(約100医療機関) ・検査場所: 市内医療機関 ・自己負担: 無料 	<p>【検査の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆HIV検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 194人 ・陽性者数 0人 (陽性者割合 0%) ◆クラミジア検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 159人 ・陽性者数 31人 (陽性者割合 19. 5%) ◆梅毒検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 168人 ・陽性者数 1人 (陽性者割合 0. 6%) ◆B型肝炎検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 163人 ・陽性者数 0人 (陽性者割合 0%) ◆C型肝炎検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 158人 ・陽性者数 0人 (陽性者割合 0%) ◆緊急肝炎ウイルス検査 <p>B型肝炎ウイルス検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 2, 067人 ・陽性者数 13人 (陽性者割合 0. 63%) <p>C型肝炎ウイルス検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 2, 069人 ・陽性者数 11人 (陽性者割合 0. 53%) 	<p>【検査の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆HIV検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 168人 ・陽性者数 0人 (陽性者割合 0%) ◆クラミジア検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 147人 ・陽性者数 46人 (陽性者割合 31. 3%) ◆梅毒検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 147人 ・陽性者数 3人 (陽性者割合 2. 04%) ◆B型肝炎検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 147人 ・陽性者数 0人 (陽性者割合 0%) ◆C型肝炎検査 <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 142人 ・陽性者数 0人 (陽性者割合 0%) ◆肝炎ウイルス検査(H27.1.31日現在) <p>B型肝炎ウイルス検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 1, 792人 ・陽性者数 16人 (陽性者割合 0. 89%) <p>C型肝炎ウイルス検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 1, 804人 ・陽性者数 12人 (陽性者割合 0. 66%) <p>◆風しん抗体検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検者数 233人 ・低抗体価者 53人 (低抗体価者割合 22. 7%) 	<p>【対策等】</p> <p>当該事業の検査では、毎年陽性の方が発見されている状況にあります。</p> <p>性感染症及びB型・C型肝炎の重症化や感染拡大を防止するためには、早期発見が重要であることから、より一層、市民への啓発や周知徹底に努めます。</p> <p>国では、「風しんに関する特定感染症予防指針(平成26年3月28日公布)」を定め、平成32年までに風しんの排除を達成することを目標としています。</p> <p>青森市の平成26年における風しん及び先天性風しん症候群の発生(概数)は0人となっているものの、全国的には、風しんは321人、先天性風しん症候群は9人となっていること、また、本事業の風しんの抗体検査で抗体価が低かった方が、平成27年2月28日現在で、22.7%となっていることから、風しん抗体検査を継続し、予防接種を勧奨するとともに市民への啓発や周知徹底に努めます。</p>

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	生活衛生課				
継続	食中毒調査処理事業	<p>◆食中毒調査業務 下痢・発熱・嘔吐等の食中毒症状を呈した発症者の発生について、本人や担当医師などから報告を受けた場合、迅速に発症者の発症状況・喫食状況、関連する食品・食品関係施設などを的確に調査します。</p> <p>◆行政処分等業務 調査の結果、原因となる食品・食品関係施設が特定された場合、原因食品の回収・廃棄命令や原因食品関係施設の営業停止命令などの行政処分を行い、被害の拡大・再発の防止を図ります。</p>	<p>【食中毒事件発生件数】 0件</p>	<p>【食中毒事件発生件数】 4件 (内訳) ・黄色ブドウ球菌2件 ・カンピロバクター属菌1件 ・ウエルシュ菌1件</p>	<p>【青森市食品衛生監視指導計画】 平成27年度青森市食品衛生監視指導計画(案)について市民からの意見・提案を参考に計画を策定し、効率的かつ効果的な監視指導を実施します。</p> <p>【対策等】 平成26年度において、市内の飲食店や集団給食施設等では食中毒が4件発生していることから、調理従事者の健康確認及び厨房施設の衛生管理の徹底について、引き続き周知及び監視指導を行い食中毒発生の予防に努めます。 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)が改正されたため「従来型の基準」に加え、衛生管理の手法であるHACCP方式の導入を国、県、関係機関等と連携しながら促進します。</p>
継続	食品関係衛生監視事業	<p>◆立入検査業務 市内の食品関係業者の施設に対して立入検査などを実施し、衛生状況の確認・指導を行います。</p> <p>◆行政処分 監視の結果、違反を発見した場合、営業改善命令や営業停止などの行政処分を行う場合があります。</p>	<p>【監視件数】 5, 126件 【営業施設数】 8, 786件</p>	<p>【監視件数】 4, 847件 【営業施設数】 8, 747件</p>	
継続	生活衛生関係許可指導事業	<p>◆許可業務 理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、温泉利用施設及び化粧場開設に係る許可申請について、法令で定める構造基準の検査確認を行います。</p> <p>◆立入検査業務 既に許可された営業施設に対し、定期的に監視指導を行い、法令で定める管理基準の遵守を働きかけることにより、当該施設の衛生水準の向上、確保を図ります。</p>	<p>【監視件数】 276件 【営業施設数】 1, 871件</p>	<p>【監視件数】 321件 【営業施設数】 1, 862件</p>	<p>【対策等】 感染症の発生を未然に防止するため、生活衛生関係営業施設に対し衛生的な管理を遵守するよう引き続き監視指導を行います。</p>
継続	狂犬病予防対策事業	<p>飼い犬の登録を啓発・促進し、狂犬病予防と野犬の発生防止に努めます。</p> <p>◆狂犬病予防集合接種促進業務 飼い主の便宜を図るため、春と秋の年2回、市内各所に犬の登録受付及び狂犬病予防注射を実施する集合会場を設置します。</p> <p>◆予防接種案内業務 年1回の狂犬病予防注射の徹底を図るため、飼い主に狂犬病予防注射啓発ハガキを送付します。</p> <p>◆飼育モラル啓発業務 犬の飼育モラルの高揚を図るため、広報あおもり・ホームページを活用し、マナー向上の周知・啓発を図ります。苦情原因者には、直接指導を行います。</p> <p>【犬の登録頭数】 H24年度 12, 545頭</p>	<p>【犬の登録頭数】 12, 597頭 【狂犬病予防注射済票交付件数】 10, 475件 【接種率】 83. 2% 【捕獲頭数】 76頭</p>	<p>【犬の登録頭数】 12, 577頭 【狂犬病予防注射済票交付件数】 10, 078件 【接種率】 80. 1% 【捕獲頭数】 54頭</p>	<p>【対策等】 犬の登録及び狂犬病予防注射の接種率の向上を図るため、広報あおもり・ホームページを活用し、市民に犬の登録や狂犬病予防注射の必要性及び義務であることをお知らせするとともに、適切な飼育マナーの周知・啓発に引き続き取り組みます。</p>

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	生活衛生課				
継続	犬・猫等引取収容事業	<p>傷病動物等、様々な理由から飼育されなくなった動物を引き取ります。</p> <p>◆犬・猫の飼い主から、引き取りを求められた場合、必要な指導を行ったうえで、やむを得ない理由がある場合に引き取りします。</p> <p>◆拾得者等から所有者不明の犬・猫の引き取りを求められた場合に引き取りします。</p> <p>◆市民からの通報等により傷病動物（所有者不明のペット等）の情報が寄せられた場合、その動物の収容を行います。</p> <p>(H24年度) 【犬引取数】 24頭 【猫引取数】 365頭 【犬収容数】 2頭 【猫収容数】 32頭</p>	<p>【犬引取数】 29頭</p> <p>【猫引取数】 232頭</p> <p>【犬収容数】 3頭</p> <p>【猫収容数】 50頭</p>	<p>【犬引取数】 17頭</p> <p>【猫引取数】 202頭</p> <p>【犬収容数】 1頭</p> <p>【猫収容数】 40頭</p>	<p>【対策等】 飼い主から飼養を放棄された犬や猫の引取件数は減少傾向ですが、更に、適正飼養・終生飼養するよう周知に取り組みます。 また、ホームページ等を活用しながら、少しでも多くの犬猫が新たな飼い主の元で暮らすことが出来るよう市独自の譲渡の取組を検討します。</p>

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	健康づくり推進課				
継 続	元気都市あおもり健康づくり推進計画推進事業	<p>市民の健康課題の改善に向け、地域における健康づくり運動や健(検)診の充実、生活習慣の改善、こころの健康づくり等、健康づくりの取組を総合的かつ効果的に展開するため、「元気都市あおもり健康づくり推進計画」を推進するとともに、市民の健康増進の指標となる具体目標の進捗を管理し、生涯を通じて心身ともに健やかに生活できる環境づくりを推進します。</p> <p>◆健康福祉審議会地域保健専門分科会による審議 ・計画の進捗について、健康福祉審議会地域保健専門分科会において審議します。</p>	<p>◆計画策定に係る健康福祉審議会地域保健専門分科会の開催 ・開催回数:3回 ・委員9名(うち臨時委員2名)</p> <p>◆計画策定に係るがん検診に関するアンケート調査の実施 ・実施時期:平成25年8月 ・調査対象者:2,000人 ・回答数:729人、回答率:36.5%</p>	<p>◆計画策定に係る健康福祉審議会地域保健専門分科会の開催 ・開催回数:2回 ・委員9名(うち臨時委員2名) ・計画策定:平成26年10月</p> <p>◆健康福祉審議会地域保健専門分科会による計画の進捗に関する審議 ・会議開催:1回(平成27年3月25日)</p>	<p>【対策等】 子どもの健康づくりの推進を図る上で、低出生体重児の出生割合を低下させていく取組を進める必要があることから、妊産婦新生児訪問指導等を通じ、低出生体重児の出生につながる要因を把握するためのアンケート調査を実施します。</p> <p>計画に基づく取組を評価するため、計画の指標となっている市民の健康意識の変化について、市民意識調査等を通じて把握し、計画の推進へ活かしていきます。</p>
拡 充	地域ぐるみの健康づくり支援事業(負担金)	<p>市民の平均寿命の改善と健康アップを図るため、保健・医療の関係団体、地域関係団体、学校、企業・事業者、行政等により、平成26年5月に発足した「元気都市あおもり健康アップ推進会議」に負担金を拠出し、健康づくりのための人材育成や職域における健康づくりの推進、地域における健康づくり意識の普及啓発や運動・食等の活動等、市民総ぐるみの健康づくり運動の更なる充実強化を図っていきます。</p> <p>◆元気都市あおもり健康アップ推進会議 構成:会長(市長) アドバイザー (弘前大学大学院 医学研究科長 中路重之氏) 関係団体23団体</p> <p>◆各部会の取組 【人材育成部会】 ・健康づくりリーダーの育成とフォローアップ ・健康づくりサポーターの育成とフォローアップ ・市民センター等を拠点とした、健康づくりリーダー、サポーター等による健康づくり活動の推進</p> <p>【職域健康づくり部会】 ・職場における健康づくり宣言の推進 ・事業者向け健康づくり講座や研修会等の開催 ・職域、地域の連携による働く世代のがん予防の推進</p> <p>【健康づくり普及啓発部会】 ・「健康アップあ・お・も・り・し」の啓発と実践活動の推進 ・あおもり市民健康アップフォーラムの開催</p> <p>【運動・食等推進部会】 ・あおもり健康トライアル事業の実施(運動の推進) ・やさいをたべてげんきもりもり(野菜摂取の推進) ・こども世代からの健康学習の推進 ・地域における運動・食等の活動の推進</p>	<p>◆市民健康アップ宣言大会の開催 ・開催日:平成25年11月27日(水) ・場所:リンクステーションホール青森 ・参加者数:250人</p> <p>◆あおもり健康づくりサポーター育成研修会の開催 ・健康づくりサポーター数:72人</p>	<p>◆元気都市あおもり健康アップ推進会議 【総会開催】平成26年5月15日</p> <p>◆各部会の取組 【人材育成部会】 ・あおもり健康づくりリーダー育成ゼミ 期間:平成26年6月～平成27年2月 回数:前期・後期プログラム 全8回 受講者数:40人 ・あおもり健康づくりサポーター育成研修会 期間:平成27年2月～平成27年3月 回数:1会場3回(2会場で実施) 受講者数:西部市民センター会場 25名 県民福祉プラザ会場 23名</p> <p>【職域健康づくり部会】 ・企業、団体への各種がん検診の周知啓発 ・事業主向け特別セミナーの開催 開催日:平成26年10月7日(火) 参加者数:72人(38社)</p> <p>【健康づくり普及啓発部会】 ・市民健康アップポスター等制作・掲示 ポスター配付数:552箇所 ・市民健康アップフォーラムの開催 開催日:平成26年11月20日(木) 場 所:リンクステーションホール青森 参加者数:540人</p> <p>【運動食等推進部会】 ・あおもり健康トライアルの実施 期間:平成26年9月～10月 企業協賛:14企業 総参加者数:延1,208人 賞品応募者数:156人 チーム表彰:3チーム ・やさいを食べてげんきもりもり 期間:平成26年9月～10月 参加園:幼稚園、認定子ども園5園、 保育所20園</p>	<p>【対策等】 ◆4つの部会を通じ、市民総ぐるみの健康づくり運動の更なる充実強化を図ります。</p> <p>◆各部会の取組 【人材育成部会】 ・育成した健康づくりリーダーによる地域の健康講座等の開催やサポーターによる健康づくりの実践活動等を、保健師・栄養師の地域保健活動により支援し、市民から市民へ健康づくり活動の波及を図ります。</p> <p>【職域健康づくり部会】 ・働き盛り世代の健康アップに向け、企業・事業所が主体的に健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進め、職域からの健康づくり活動の推進を図ります。</p> <p>【健康づくり普及・啓発部会】 ・市民、団体等が主体的に市民健康アップスローガンの実践に取り組みやすい環境づくりを進め、その取り組みを市民健康アップフォーラムの場で報告する等、市民・団体等の健康づくりの取組が広く市民へ伝わるよう、市民から市民への啓発を強化します。</p> <p>【運動・食等推進部会】 ・地域において、市民が身近な場で楽しみながら運動・食等の健康づくりに取り組むことができるよう、あおもり健康トライアルや、やさいをたべてげんきもりもりの取組、また、特に、子どもたちが健康について楽しく学ぶことのできる場づくりを進めていきます。</p>

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	健康づくり推進課				
新規	あおもり健康アップ 実践企業認定制度 推進事業	働き盛り世代の健康づくりを推進するとともに、市民総ぐるみの健康づくり運動の機運の醸成を図るため、職場の健康づくりに関する取組を実施している企業・団体等の事業所を募集し、一定の基準を満たしている場合、「あおもり健康アップ実践企業」として認定し、本市のホームページ等で企業名や取組内容を周知するとともに支援します。	—	—	【平成27年度新規事業】
継続 一部新規	各種がん検診事業	<p>生活習慣病予防対策の一環として、がんの早期発見・早期治療と市民の健康意識を高めることを目的に、各種がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳)を実施するとともに、新たに、働き盛り世代へのがん予防の意識付けとして、50歳以降に罹患率が高くなる男性特有のがんである前立腺がんの検診を実施します。</p> <p>◆対象者 40歳以上の男女(胃がん・大腸がん・肺がん) 20歳以上の偶数年齢の女性(子宮がん) 30歳以上の偶数年齢の女性(乳がん) 50歳の男性(前立腺がん)</p> <p>◆実施場所 青森市指定医療機関、(公財)青森県総合健診センター等</p>	<p>◆受診者数 ()は受診率</p> <ul style="list-style-type: none"> 胃がん 15,913人 (21.0%) 大腸がん 27,336人 (36.0%) 肺がん 7,555人 (10.0%) 子宮がん 6,493人 (23.9%) 乳がん 6,547人 (25.2%) 	<p>(H27.1.31現在)</p> <p>◆受診者数 ()は受診率</p> <ul style="list-style-type: none"> 胃がん 13,443人 (17.9%) 大腸がん 23,734人 (31.7%) 肺がん 7,517人 (10.0%) 子宮がん 5,183人 乳がん 5,846人 <p>※子宮がん・乳がん検診は、2年に1回の受診であり、受診率の集計が年度末となるため未記入。</p>	<p>【変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子宮がん、乳がん検診の無料クーポン券の対象が、過去に送付を受けたクーポン券の未利用者から、特定の年齢の方で、過去のがん検診未受診者に変更となります。 <p>【対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種がん検診の受診率の向上を図るため、企業や事業所等との連携により、職場でがん検診を受ける機会のない方や扶養者については、市のがん検診の対象となることをチラシや職場への出前健康講座等により周知PRし、新たな受診者の掘り起こしを行っていきます。 歯周疾患検診の対象となる節目年齢の方への受診案内の機会を捉え、がん検診の重要性と受診の必要性について併せて周知していきます。 健康づくりリーダーやサポーター等を通じて、地域の中でも健(検)診を互いに勧奨し合う取り組みを進めます。
拡充	歯周疾患検診事業	<p>歯周病の予防と早期発見及び市民の健康意識を高めることを目的に、検診を実施します。</p> <p>◆対象者 40歳、50歳、60歳、70歳の市民</p> <p>◆実施場所 青森市指定医療機関</p>	<p>◆対象者数 16,725人</p> <p>◆受診者数 1,304人</p> <p>◆受診率 7.8%</p>	<p>(H27.1.31現在)</p> <p>◆対象者数 16,726人</p> <p>◆受診者数 948人</p> <p>◆受診率 5.7%</p>	<p>【対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼすことへの理解を進め、歯周疾患検診の受診を促進するため、これまでのハガキによる受診案内通知から、歯周疾患と生活習慣病との関連をわかりやすく伝える啓発チラシを同封した封書の案内通知とし、口腔の健康に対する関心を高めて歯周疾患検診を受診する市民を増やしていきます。 また、妊産婦訪問や乳幼児健診、特定健康診査や特定保健指導、訪問指導、健康教育等、あらゆる保健事業の機会を捉え、口からの健康づくりを啓発し、歯と口腔の健康を保つために行動する市民を増やしていきます。

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	健康づくり推進課				
拡 充	壮年期健康教育事業	<p>生活習慣病の予防や心の健康等の健康づくりについて、正しい知識を身につけ、活用することができるヘルスリテラシー(健康教養)の向上を目的に、中高年及びその家族を対象に、健康教育を実施します。</p> <p>◆医師・歯科医師・薬剤師を講師とした健康教室の開催 市の健康課題や市民からの要望の高い内容を踏まえた上でテーマを設定し、医師会と共催で概ね月1回の健康教室を開催します。</p> <p>◆保健師・栄養士を講師とした健康講座の開催 地域や職域等の組織・団体、関係機関等の依頼やニーズに応じたテーマで、保健師・栄養士が直接会場に向いて健康講座を開催します。 また、心疾患・脳血管疾患を引き起こす要因となる高血圧の予防に重点をおいた健康講座を開催します。</p>	<p>◆医師・歯科医師・薬剤師を講師とした健康教室の開催 ・開催回数:9回</p> <p>◆保健師・栄養士を講師とした健康講座の開催 ・開催回数:83回</p>	<p>◆医師・歯科医師・薬剤師を講師とした健康教室の開催 ・開催回数:9回</p> <p>◆保健師・栄養士を講師とした健康教育の開催 ・開催回数:135回(H27.3.19現在)</p> <p>◆血圧講座の開催 ・開催回数:10回</p>	<p>【対策等】 ・働き盛り世代の生活習慣病予防に向け、企業・事業所等、職場における健康づくりの取組を推進するため、保健師・栄養士が職場に直接出向き、職場のニーズに応じてミニ健康講座を行う、「(仮称)職場へ出前！健康講座」を実施します。</p> <p>・地域の健康づくりを牽引していく市民リーダーとして育成した健康づくりリーダーが、地域で主体的に健康づくりを伝える活動ができるよう、市民による健康講座等の実施を支援していきます。</p>
継 続	たばこ対策事業	<p>たばこによる健康被害から市民の健康を守ることを目的に、たばこの健康影響に関する正しい知識の普及により、市民・事業者等の意識の醸成を図り、たばこの煙にさらされない環境づくりに向け、受動喫煙防止対策と禁煙対策を具体的に進めます。</p> <p>◆たばこの健康被害防止対策ガイドラインの周知啓発 ・市ホームページへの掲載、市民、事業者等への健康教育の機会や事業者へ直接出向いた説明等により、広くガイドラインの周知を図ります。</p> <p>◆たばこの健康被害防止啓発 ・世界禁煙デー・禁煙週間や健康づくりイベント等の場を通じ、市民、事業者、行政等が協働し、たばこと健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、小中学生、高校生、大学生などライフステージに応じた健康教育を行い、たばこの健康被害防止への意識の啓発を図ります。</p> <p>◆禁煙支援事業 ・医師、薬剤師、保健師等の専門家による集中的なプログラムにより、禁煙したい市民を支援する「あおり卒煙サポート塾」の開催や、定期的な禁煙相談を実施するほか、喫煙妊産婦や喫煙家族のいる妊産婦、乳幼児等のいる世帯に対する保健指導を継続します。</p> <p>◆受動喫煙防止の推進 ・飲食店等事業者に対し、ガイドラインに基づく受動喫煙防止対策について、主体的取組を促します。また、店内を禁煙としている飲食店について、「たばこの煙から子どもを守ろう協力店」への登録を推進します。</p>	<p>◆青森市たばこの健康被害防止対策ガイドラインの策定 ・策定期間:平成25年12月 ・ガイドライン冊子配布数:約500部 ・概要版リーフレット作成数:2,000部</p> <p>◆世界禁煙デー共同プロジェクト「あおりスモーク・フリー・アクション2013」の実施 ・期間:平成25年5月31日～6月6日 ・参加事業者数:211箇所</p> <p>◆2013たばこと健康フェア ・開催日:平成25年9月8日 ・場所:サンロード青森 ・来場者数:延1,903人</p> <p>◆禁煙相談(定期) ・延40人</p> <p>◆あおり卒煙サポート塾 ・申込者数:33名 ・卒煙者数:21名</p>	<p>◆青森市たばこの健康被害防止対策ガイドライン及び概要版リーフレットを通じた周知啓発 〈配付の場〉 ・市医師会(約210箇所) ・食品衛生責任者研修会(約500箇所) ・あおりスモークフリーアクション ・たばこと健康フェア ・あおり市民健康アップフォーラム ・保健師と栄養士による健康教育 ・その他、健康づくりイベント等での肺の元気度チェックコーナー</p> <p>◆世界禁煙デー共同プロジェクト「あおりスモーク・フリー・アクション2014」の実施 ・期間:平成26年5月31日～6月6日 ・参加事業者数:417箇所</p> <p>◆2014たばこと健康フェア ・開催日:平成26年9月13日 ・場所:サンロード青森 ・来場者数:延2,038人</p> <p>◆禁煙相談(定期) ・延106人</p> <p>◆あおり卒煙サポート塾 ・申込者数:21名 ・卒煙者数:11名</p> <p>◆「たばこの煙から子どもを守ろう協力店」の登録 ・登録数:13件(H27.3.19現在)</p>	<p>【対策等】 ・たばこの健康被害防止対策ガイドライン及び概要版リーフレットを活用し、各種保健事業等あらゆる機会を通じ、たばこの害と健康への悪影響について正しい知識の普及を図るとともに、一人でも多くの市民や事業者が禁煙及び受動喫煙防止について積極的に取り組むよう、周知啓発に努めます。</p> <p>・妊婦自身の喫煙に対する指導や妊産婦・乳幼児を受動喫煙の害から守るため、あらゆる機会を通じて「たばこの煙から子どもを守る」啓発を推進します。</p> <p>・また、「たばこの煙から子どもを守ろう協力店」への登録について、健康づくり応援店とあわせた周知啓発を図り、飲食店における受動喫煙防止の取組を推進します。</p> <p>・生活習慣病予防対策としての禁煙支援を強化するため、卒煙サポート塾や禁煙相談の他、特定健康診査受診者や特定保健指導の機会を捉え、喫煙者に対し適切な情報提供と禁煙意思のある方への禁煙支援を行います。</p> <p>・働き盛り世代への喫煙習慣の改善とたばこの害と健康への悪影響について正しい知識の普及を図るため、企業・事業所等に直接出向く出前健康講座の中でも、禁煙への支援を行います。</p> <p>・あおり健康アップ実践企業認定制度推進事業の登録条件として、企業・事業所における受動喫煙対策を必須条件とし、職場における受動喫煙防止対策推進への啓発を強化します。</p>

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	健康づくり推進課				
継続	特定保健指導事業	<p>糖尿病等の生活習慣病の予防を目的に、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるため、特定健診の結果に応じて、「特定保健指導(動機づけ支援、積極的支援)」を実施します。</p> <p>【動機づけ支援】 ・初回面接 (医師・保健師・管理栄養士による6か月間の支援計画) ・6か月後評価</p> <p>【積極的支援】 ・初回面接 (医師・保健師・管理栄養士による6か月間の支援計画) ・管理栄養士・健康運動指導士による実践的指導 ・中間評価 ・6か月後評価</p>	<p>(H26.11.1法定報告)</p> <p>◆対象者数 1,647人 ◆実施者数 536人 ◆実施率 32.5%</p>	<p>(H27.2.25現在の報告者数)</p> <p>◆対象者数 1,112人 ◆実施者数 501人 ◆実施率 45.1%</p> <p>*初回面接実施者数</p>	<p>【対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率の向上を図るため、特定保健指導について、市民が受け入れやすくわかりやすい案内に工夫を図るとともに、勤務等の都合により利用できない方のために、平日18時以降や土日の実施等、これまで以上に柔軟に対応します。 ・また、健診結果を受け取った直後の指導を受け入れやすいタイミングで、タイムリーに利用勧奨と面接を行うため、医療機関での特定健康診査受診後、特定保健指導の対象となる方が判明した時点で、医療機関から市に情報提供いただくなどの連携を図り、面接指導機会の拡大を図ります。 ・重症化予防に向け、特定保健指導実施の中でも利用率の低い積極的支援対象者に対する実施率を向上するよう、個別勧奨の徹底を図ります。 ・この中で、特に40歳代のメタボ該当者をターゲットとし、50代、60代に重症化していくことのないよう、保健指導や情報提供を通じた意識の啓発と生活習慣改善を支援します。
継続	健康診査事業	<p>疾病の早期発見と健康意識を高めることを目的に、個別健診や集団健診を実施します。</p> <p>◆対象者 40歳以上の生活保護受給者等</p> <p>◆実施場所 青森市指定医療機関、(公財)青森県総合健診センター等</p>	<p>◆対象者数 7,132人 ◆受診者数 688人 ◆受診率 9.6%</p>	<p>(H27.1.31現在)</p> <p>◆対象者数 7,297人 ◆受診者数 706人 ◆受診率 9.7%</p>	<p>【対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者等が自ら健康状態の確認をし、健康の維持・増進を図ることができるよう、引き続き生活福祉課と連携し、受診勧奨チラシを配付する等、事業の周知を図ります。 ・また、生活習慣の改善が必要な方に対して、保健指導を実施します。
継続	健康づくり応援店推進事業	<p>外食や中(なか)食の利用機会が多くなっている生活環境にある中で、市民がより健康的な食を選択し、食生活改善に取り組みやすい環境を支援し生活習慣病を予防するため、栄養成分表示やヘルシーメニュー等を提供する「健康づくり応援店」の登録を推進します。</p>	-	<p>◆「健康づくり応援店」の募集 ・広報あおもり(平成26年9月1日号、平成27年3月1日号) ・県の「外食栄養表示店」登録事業と連携したPR周知 ・食品衛生協会主催の食品衛生責任者養成及び実務講習会へのPR ・飲食店訪問を通じた直接のPR</p> <p>◆「健康づくり応援店」の登録 ・登録数:4件 (H27.3.19現在)</p>	<p>【対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり応援店の周知が行き届いていないことから、「たばこの煙から子どもを守ろう協力店」の募集と併せて、事業者及び市民に広く周知を図るとともに、飲食店に直接出向き、登録の推進を図ります。
継続	健康度測定総合指導事業	<p>正しい運動習慣を身につけることにより、市民の生活習慣病の予防、健康の保持増進を図ることを目的に、医学的検査・体力測定等のデータを活用しながら個人毎に運動プログラムを作成し、元気プラザ及び西部市民センターにおいて、トレーニングマシンを使用した運動実践指導を実施します。</p>	<p>◆体力測定受診者数 908人 ◆運動施設利用者数 36,849人</p>	<p>◆体力測定受診者数 818人 ◆運動施設利用者数 35,253人</p>	<p>【対策等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの市民に利用していただくため、市ホームページの掲載内容を詳しく、かつ、わかりやすい表記にするとともに、広報あおもりへ定期的に掲載し施設・事業の周知に努めます。 ・また、新規の利用者向けとして、模擬体力測定及び運動施設の体験利用をしていただく体験講座を開催します。

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	健康づくり推進課				
継続	麻しん・風しん 予防接種事業	<p>麻しん(はしか)及び風しん(三日はしか)の感染の予防、まん延の防止を図るため、指定医療機関において、通年で麻しん・風しんの予防接種を実施します。</p> <p>◆接種ワクチン 麻しん・風しん混合ワクチン(接種回数2回)</p> <p>◆対象者 第1期:1歳～2歳未満のお子さん 第2期:5歳～7歳未満の就学前1年の間のお子さん</p>	◆接種者数 第1期:1,975人 第2期:2,242人	(平成27年1月31日現在) ◆接種者数 第1期:1,616人 第2期:1,678人	【対策等】 引き続き、医療機関や教育機関等と連携し、接種率の向上に努めます。
継続	水痘予防接種事業	<p>乳幼児の水痘(水ぼうそう)の発生及びまん延を防止するため、指定医療機関において、通年で水痘の予防接種を実施します。</p> <p>◆接種ワクチン 水痘(水ぼうそう)ワクチン(接種回数2回)</p> <p>◆対象者 1～3歳に至るまでの間にあるお子さん</p>	-	(平成27年1月31日現在) ◆接種者数 1～3歳未満:1,875人 3～5歳未満:455人 *予防接種法等の一部改正により、平成26年10月から、定期接種として実施しています。	【変更点】 経過措置として対象となっていた、3歳～5歳未満児は、平成27年度からは対象外となります。 【対策等】 引き続き、乳幼児健診等において接種勧奨をおこなうとともに、医療機関等と連携し、接種率の向上に努めます。
継続	ヒトパピローマウイルス 感染症予防接種事業	<p>ヒトパピローマウイルス(HPV)の感染による子宮頸がんの発生を防止するため、指定医療機関において、通年でヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を実施します。</p> <p>◆接種ワクチン ヒトパピローマウイルスワクチン(接種回数3回)</p> <p>◆対象者 中学1年生から高校1年生に相当する年齢の女子</p> <p>【参考】 平成25年6月14日、厚生労働省からの「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種後に、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が見られたため、積極的な接種勧奨を差し控える」の通知を受け、本市においても同様の対応をしています。</p>	◆接種者数 310人 *予防接種法等の一部改正により、平成25年4月から、定期接種として実施しています。	(平成27年1月31日現在) ◆接種者数 13人	【対策等】 厚生労働省から積極的な接種勧奨の再開の通知がありましたら、対象者への速やかな周知に努めます。
継続	高齢者肺炎球菌 予防接種事業	<p>高齢者の肺炎の感染及び重症化を予防し、まん延を防止するため、指定医療機関において予防接種を実施します。</p> <p>◆接種ワクチン 成人用肺炎球菌ワクチン(接種回数1回)</p> <p>◆対象者 ①65歳の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者 ③経過措置:平成26年度から平成30年度までの間は、各当該年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者 ※既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外</p>	<p>・対象者数 35,995人 ・接種者数 1,208人 ・接種率 3.4%</p> <p>*後期高齢者医療保険被保険者が接種した、成人用肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部を助成しました。</p>	(平成27年1月31日現在) <p>・対象者数 18,585人 ・接種者数 3,870人 ・接種率 20.8%</p> <p>*予防接種法等の一部改正により、平成26年10月から、定期接種として実施しています。</p>	【変更点】 経過措置として平成26年度に限り101歳以上となる方も対象としていましたが、平成27年度からは100歳の者までとなります。 【対策等】 対象年齢と接種機会が限られていることから、個別通知等により、対象者への周知に努めます。

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	健康づくり推進課				
継続	妊婦健康診査事業	<p>妊婦を対象に、下記の健診・検査を契約医療機関等において実施します。</p> <p>◆妊婦一般健康診査1人14回</p>	<p>◆対象者数 2,086人</p> <p>◆妊婦一般健康診査受診件数 24,922件</p>	<p>◆対象者数 1,850人</p> <p>◆妊婦一般健康診査受診件数 21,637件</p>	<p>【対策等】 母体の一層の健康管理と経済的負担の軽減を図ることができるよう、今後についても医療機関と連携し、妊婦健康診査受診の向上に努めます。</p>
継続	フッ素塗布事業	<p>乳幼児期における歯質の向上と、う歯予防を目的に、指定医療機関において、フッ素塗布を実施します。</p> <p>◆対象者 1歳6か月健康診査の対象児でフッ素塗布希望者</p> <p>◆実施期間及び回数 1歳6か月から3歳の誕生日までの期間 幼児1人につき4回以内</p>	<p>◆対象者数 2,111人</p> <p>◆受診票交付数 2,156人</p> <p>◆受診者実数 2,592人</p> <p>◆受診率 67.0%</p> <p>◆延受診数 4,247件</p>	<p>(平成27年1月31日現在)</p> <p>◆対象者数 1,641人</p> <p>◆受診票交付数 1,866人</p> <p>◆受診者実数 2,255人</p> <p>◆受診率 60.3%</p> <p>◆延受診数 3,351件</p>	<p>【対策等】 本市の幼児のう歯(むし歯)有病者率は低下してきているものの、全国との比較では高い状況にあり、特に、1歳6か月から3歳児までの間にう歯への罹患が増加することから、積極的にフッ素塗布を受診するよう、フッ素塗布の効果等を周知するとともに、受診票交付者で未受診者に対し、2歳時点において受診勧奨の徹底を図ります。</p>
継続	小児慢性特定疾病医療費支給事業	<p>指定小児慢性特定疾病医療機関に通院または入院する児童等(児童以外の満20歳に満たない者については満18歳に達する日前から引き続き小児慢性特定疾病医療支援を受けている者に限る。)の小児慢性特定疾病医療支援に要した医療費の自己負担の一部を支給します。</p> <p>◆疾患群及び疾病数 14疾患群(悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、先天異常症候群、皮膚疾患)、704疾病</p> <p>【参考】 児童福祉法の一部改正に伴い、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費の支給が施行された。 (主な変更点) ・疾患群及び疾病数の増加 11疾患群514疾患→14疾患群704疾病 ・指定医及び指定小児慢性特定疾病医療機関の導入 指定医の指定を受けた医師が診断書(医療意見書)を作成し、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けた医療機関で医療の提供を受ける。</p>	<p>◆交付人数 324人 (多群認定者5人を含む)</p> <p>◆給付人数 295人</p>	<p>◆交付人数 281人</p> <p>◆給付人数 272人</p>	<p>【対策等】 新たな疾病が加わることに伴い、申請者の増加が見込まれることから、事業の周知と迅速な事務の対応に努めます。</p>

平成27年度青森市保健所の主な事務事業

区分	事務事業名	事業の内容	主な実績		H27年度における 変更点と対策等
			H25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	H26年度 (H27.2.28現在)	
	健康づくり推進課				
継続	特定不妊治療費 助成事業	<p>特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、当該夫婦が受ける特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。</p> <p>◆対象者 特定不妊治療(体外受精、顕微授精)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦で、夫婦の年間所得が730万円未満の方</p> <p>◆助成内容 ・1回の治療につき15万円まで助成 ただし、以下の治療区分については、1回当たりの助成限度額が7.5万円まで助成。 ①以前凍結した胚を解凍して胚移植を実施(治療区分C) ②採卵したが卵が得られない等のため中止(治療区分F) ・新規に助成を申請する場合、39歳以下は、年度制限なしで、通算6回まで助成、40歳以上は、3回(2年度目は2回)まで助成。</p> <p>【参考】 国の制度改正により、平成25年度から一部の治療方法の助成額の上限が7.5万円に変更となり、平成26年度からは初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、年間助成回数と通算助成期間の限度は廃止され、通算助成回数は6回までとなりました。</p>	<p>◆申請実人数 186人 内訳 年度内1回申請 64人 年度内2回申請 93人 年度内3回申請 29人</p> <p>◆申請件数 337件</p>	<p>◆申請件数 257件</p>	<p>【対策等】 平成28年度からは、対象となる妻の年齢及び年間助成回数と通算助成期間について見直されることから、医療機関と連携のもと、当該事業の周知に努めます。</p>
継続	小児慢性特定疾病 児童等自立支援事業	<p>慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を実施します。</p> <p>【参考】 児童福祉法の一部改正に伴い、平成27年1月1日から小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、相談支援や慢性疾病児童等地域支援協議会、自立支援員の配置が義務付けられました。</p>	<p>◆長期療養児療育相談事業 ・実施日:平成26年3月9日(日) ・講演会テーマ 「バセドウ病のある子どもの日常生活について」 ・参加者 14人 ・交流会参加者 3人</p>	<p>◆長期療養児療育相談事業 ・実施日:平成26年12月13日(土) ・講演会テーマ 「喘息の治療と日常生活 ～最新治療情報～」 ・参加者22人</p> <p>◆青森市慢性疾病児童等地域支援協議会 ・平成27年3月23日開催 ・協議会構成員:10人</p>	<p>【変更点】 長期療養児療育相談事業は修了しますが、長期療養に係る研修や交流、相談等は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の中で実施していきます。</p> <p>【対策等】 今後は、慢性疾病児童等とその家族の現状や課題について把握するとともに、当該児童等が成人後においても自立できるよう、医療・福祉・教育・就労・患者本人・家族等により構成する「慢性疾病児童等地域支援協議会」において、地域の支援体制の確立に向けた協議を図っていきます。</p>